主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人中村三次、同渡部信男連名の上告趣意のうち、憲法三八条一項違反をいう 点は、被告人が供述を強要されたと認めるに足る証跡がないから、前提を欠く違憲 の主張であり、その余の点は、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、いずれ も刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五一年一月二〇日

最高裁判所第二小法廷

郎	喜 一	塚	大	裁判長裁判官
男	昌	原	岡	裁判官
豊		田	吉	裁判官
讓		林	本	裁判官